介護支援専門員の資格・研修体系図

主任介護支援専門員研修

・講義３１時間＋演習３３時間＝計６４時間以上

受講対象者

専門研修（専門Ⅰ及びⅡ）修了者又は更新研修（実務経験者対象）修了者で①～⑤のいずれかに該当する者
①専任の介護支援専門員としての従事期間が通算して５年（６０ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定可）
②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネジャーで、専任の介護支援専門員としての従事期間が通算３年（３６ヶ月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定可）
③主任介護支援専門員に準ずる者として現に地域包括支援センターに配置されている者
④専任･兼任を問わず介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０ヶ月）以上で、平成１８年度以降に岐阜県知事指定研修機関が実施した研修指導者等
⑤専任･兼任を問わず常勤の介護支援専門員として従事した期間が通算して３年（３６ヶ月）以上あり、地域包括支援センター又は在宅介護支援センターでの経験を有し、新たに地域包括支援センターでの配置が予定されていて市町村が推薦する者

スーパーバイザーレベル

実務経験者で、有効期間中に専門研修で履修した課目は免除可

【研修修了後に更新】
新しい専門員証の発行
（有効期間５年）

更　新　研　修

介護支援専門員証の有効期間が１年以内に満了する者が受講対象

介護支援専門員実務経験者

・初めて更新する者＝専門研修Ⅰ，Ⅱと同内容受講（５３時間）
・２回目以降の更新＝専門研修Ⅱと同内容受講（２０時間）

同内容

実務未経験者
(実務経験６ヶ月未満の者)

・実務研修（及び再研修）と同内容（４４時間）を受講

同内容

現任者に対する研修

専門研修

専門研修Ⅱ（就業後３年以上）

・講義５時間＋演習３時間＋施設・居宅別に講義６時間と演習６時間＝計２０時間以上
・一定の期間ごとに繰り返し受講することが望ましい

専門研修Ⅰ（就業後６ヶ月以上）

・講義１７時間＋演習７時間＋講義９課目のうち３課目以上選択（９時間）＝計３３時間以上

中堅レベル

実務従事者基礎研修（就業後1年未満の者　受講義務づけ）

・講義１６時間＋演習１７時間＝３３時間

新人・初任者レベル

介護支援専門員実務従事者

実務非従事者

専門員証の更新を受けようとする場合受講

【研修修了後に登録】
有効期間５年の介護支援専門員証の発行

・登録後５年以上実務に従事したことがない者、又は実務経験はあるが５年以上実務に従事していない者で、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者
・更新を行わなかった者等で、実務経験後５年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者
・実務研修後相当の期間を経過した者（希望により受講）

実　務　研　修　同内容（４４時間以上）　**再　研　修**

試　験　合　格

登録前・実務従事者前

平成２３年１月　　岐阜県健康福祉部高齢福祉課